

新潟県条例第9号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改正後	改正前
(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1)～(18) (略) <u>(18)の2</u> <u>社会福祉法人愛宕福祉会</u> <u>(18)の3</u> (略) (19)～(24) (略) <u>(25)</u> <u>地方税共同機構</u> <u>(26)</u> (略) 2・3 (略)	(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1)～(18) (略) <u>(18)の2</u> (略) (19)～(24) (略) <u>(25)</u> (略) 2・3 (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。